

堺市特別職報酬等審議会

(資料①)

令和 8 年 9 月

堺 市 人 事 部

目 次

ページ

1	特別職の給料・議員報酬の現状	
(1)	特別職の給料・議員報酬	P 1
(2)	特別職・議会議員の年収試算	P 1
(3)	特別職の給料・議員報酬の変遷	P 2
2	政令指定都市の特別職（給料月額・年収・退職手当額・一任期当たり の給与総額）及び議会議員（議員報酬月額・年収）の状況	
(1)	順位	
①	市長	P 3
②	副市長	P 4
③	水道事業管理者	P 5
④	教育長	P 6
⑤	代表監査委員	P 7
⑥	議会議長	P 8
⑦	議会副議長	P 9
⑧	議会議員	P 10
(2)	類似都市との比較	
①	他の全政令指定都市(19市)との比較	P 11
②	5大市を除く政令指定都市(14市)との比較	P 13
③	三大都市圏にあり、共通・類似した課題を有している政令指定都 市(5市)との比較	P 15
3	特別職と一般職との給与比較	
(1)	特別職と一般職の給与制度比較	P 17
(2)	特別職と局長級職員との比較推移	P 18
4	その他	
(1)	政令指定都市の地域手当支給割合	P 19
(2)	議会費等の状況	
①	市議会開催日数（令和7年開催分）	P 20

②	市議会開催日数（令和 6 年開催分）	・ ・ ・ ・ ・	P 2 0
③	議会費の歳出合計に占める割合（普通会計決算）	・ ・ ・ ・ ・	P 2 1
(3)	主要財政指標等の状況		
①	本市の主要財政指標及び職員数の推移	・ ・ ・ ・ ・	P 2 2
②	政令指定都市の主要財政指標	・ ・ ・ ・ ・	P 2 3
(4)	政令指定都市の人口	・ ・ ・ ・ ・	P 2 4
(5)	消費者物価指数の変遷	・ ・ ・ ・ ・	P 2 4

1 特別職の給料・議員報酬の現状
(1)特別職の給料・議員報酬

役 職	給料月額等
市長	1,190,000円 (833,000円)
副市長	990,000円 (841,500円)
上下水道事業管理者	580,700円 (551,665円)
教育長	793,000円 (737,490円)
代表監査委員	695,000円 (660,250円)
議会議長	950,000円
議会副議長	850,000円
議会運営委員会委員長	810,000円 (780,000円)
議会運営委員会副委員長	800,000円 (780,000円)
議会常任委員会委員長	800,000円 (780,000円)
議会常任委員会副委員長	790,000円 (780,000円)
議会特別委員会委員長	800,000円 (780,000円)
議会特別委員会副委員長	790,000円 (780,000円)
議会議員	780,000円

- ※1 令和8年4月1日現在の給料・議員報酬の月額
※2 かつこ書きは、減額措置適用後の額
※3 市長は30%の減額措置を実施
※4 副市長は15%の減額措置を実施
※5 上下水道事業管理者は一般職準拠であり、一般職局長級の最高号給
※6 上下水道事業管理者は5%の減額措置を実施
※7 教育長は7%の減額措置を実施
※8 代表監査委員は5%の減額措置を実施
※9 議会の各委員会委員長・副委員長は議会議員と同額とする減額措置を実施

(2)特別職・議会議員の年収試算

役 職	給料・議員報酬 (12月分)	地域手当 (12月分)	期末手当 (4.3月分)	合 計 (年 収)
市長	14,280,000円 (9,996,000円)	1,428,000円 (999,600円)	6,754,440円 (4,728,108円)	22,462,440円 (15,723,708円)
副市長	11,880,000円 (10,098,000円)	1,188,000円 (1,009,800円)	5,619,240円 (4,776,354円)	18,687,240円 (15,884,154円)
上下水道事業管理者	6,968,400円 (6,619,980円)	1,040,688円	3,629,136円	11,638,224円 (11,289,804円)
教育長	9,516,000円 (8,849,880円)	951,600円 (884,988円)	4,501,068円 (4,185,994円)	14,968,668円 (13,920,862円)
代表監査委員	8,340,000円 (7,923,000円)	834,000円 (792,300円)	3,944,820円 (3,747,580円)	13,118,820円 (12,462,880円)
議会議長	11,400,000円	—	4,902,000円	16,302,000円
議会副議長	10,200,000円	—	4,386,000円	14,586,000円
議会運営委員会委員長	9,720,000円 (9,360,000円)	— —	4,179,600円 (4,024,800円)	13,899,600円 (13,384,800円)
議会運営委員会副委員長	9,600,000円 (9,360,000円)	— —	4,128,000円 (4,024,800円)	13,728,000円 (13,384,800円)
議会常任委員会委員長	9,600,000円 (9,360,000円)	— —	4,128,000円 (4,024,800円)	13,728,000円 (13,384,800円)
議会常任委員会副委員長	9,480,000円 (9,360,000円)	— —	4,076,400円 (4,024,800円)	13,556,400円 (13,384,800円)
議会特別委員会委員長	9,600,000円 (9,360,000円)	— —	4,128,000円 (4,024,800円)	13,728,000円 (13,384,800円)
議会特別委員会副委員長	9,480,000円 (9,360,000円)	— —	4,076,400円 (4,024,800円)	13,556,400円 (13,384,800円)
議会議員	9,360,000円	—	4,024,800円	13,384,800円

- ※1 令和8年4月1日現在の制度における試算
※2 かつこ書きは、減額措置適用後の額
※3 市長は給料・地域手当・期末手当の30%の減額措置を実施
※4 副市長は給料・地域手当・期末手当の15%の減額措置を実施
※5 上下水道事業管理者は給料の5%の減額措置を実施
※6 上下水道事業管理者は一般職準拠であり、期末勤勉手当を4.65月分を支給
※7 教育長は給料・地域手当・期末手当の7%の減額措置を実施
※8 代表監査委員は給料・地域手当・期末手当の5%の減額措置を実施

(3) 特別職の給料・議員報酬の変遷

年月日 役職		S60. 4. 1	H元. 10. 1	H3. 10. 1	H4. 4. 1	H9. 4. 1	H20. 1. 1	H23. 7. 1	H25. 4. 1
市 長	給料月額 (円)	850,000	970,000	—	1,090,000	1,190,000	—	—	—
	改定額 (円)	90,000	120,000		120,000	100,000			
	改定率 (%)	11.8	14.1		12.4	9.2			
副市長	給料月額 (円)	710,000	800,000	—	900,000	990,000	—	—	—
	改定額 (円)	70,000	90,000		100,000	90,000			
	改定率 (%)	10.9	12.7		12.5	10.0			
上下水道 事業管理者	給料月額 (円)	610,000	690,000	—	780,000	860,000	—	793,000	一般職 準拠
	改定額 (円)	60,000	80,000		90,000	80,000		▲ 67,000	
	改定率 (%)	10.9	13.1		13.0	10.3		▲ 7.8	
教育長	給料月額 (円)	610,000	690,000	—	780,000	860,000	—	793,000	—
	改定額 (円)	60,000	80,000		90,000	13,000		▲ 67,000	
	改定率 (%)	10.9	13.1		13.0	10.3		▲ 7.8	
代表監査委 員	給料月額 (円)	—	—	580,000	650,000	715,000	—	695,000	—
	改定額 (円)			—	70,000	65,000		▲ 20,000	
	改定率 (%)			—	12.1	10.0		▲ 2.8	
議会議長	議員報酬月額 (円)	620,000	700,000	—	800,000	900,000	950,000	—	—
	改定額 (円)	60,000	80,000		100,000	100,000	50,000		
	改定率 (%)	10.7	12.9		14.3	12.5	5.6		
議会副議長	議員報酬月額 (円)	580,000	660,000	—	750,000	850,000	—	—	—
	改定額 (円)	60,000	80,000		90,000	100,000			
	改定率 (%)	11.5	13.8		13.6	13.3			
議会議員	議員報酬月額 (円)	520,000	600,000	—	680,000	780,000	—	—	—
	改定額 (円)	60,000	80,000		80,000	100,000			
	改定率 (%)	13.0	15.4		13.3	14.7			

2 政令指定都市の特別職の給与・退職手当・議員報酬の状況

(1) 順位

①市長

ア 給料月額

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	大阪市	1,669	1
2	横浜市	1,647	2
3	名古屋市	1,467	3
4	京都市	1,410	4
4	神戸市	1,410	4
6	仙台市	1,340	7
7	千葉市	1,317	6
8	広島市	1,310	7
9	浜松市	1,306	11
10	熊本市	1,303	16
11	福岡市	1,300	9
12	静岡市	1,288	12
13	札幌市	1,280	10
14	北九州市	1,230	13
15	さいたま市	1,229	14
16	川崎市	1,216	15
17	新潟市	1,200	19
18	堺市	1,190	17
19	相模原市	1,181	18
20	岡山市	1,174	20

イ 年収

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	横浜市	28,954	3
2	名古屋市	28,613	1
3	大阪市	28,239	2
4	神戸市	27,667	4
5	仙台市	24,617	11
6	福岡市	24,099	5
7	京都市	24,075	6
8	さいたま市	23,971	7
9	川崎市	23,915	8
10	広島市	23,720	9
11	千葉市	23,152	10
12	札幌市	22,685	13
13	静岡市	22,565	15
14	堺市	22,462	12
15	相模原市	22,367	14
16	浜松市	22,117	16
17	北九州市	21,601	17
18	岡山市	21,476	18
19	熊本市	21,108	19
20	新潟市	18,864	20

ウ 退職手当額

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	名古屋市	42,249	1
2	広島市	40,872	3
3	横浜市	35,417	4
4	仙台市	34,732	5
5	千葉市	33,504	6
6	熊本市	31,897	11
7	京都市	31,403	7
8	岡山市	30,993	8
9	川崎市	30,351	9
10	福岡市	29,952	10
11	さいたま市	29,496	12
12	新潟市	29,376	14
13	札幌市	28,876	13
14	堺市	28,560	15
15	北九州市	26,568	16
16	神戸市	25,176	2
17	静岡市	24,729	17
18	相模原市	22,675	18
19	浜松市	20,000	19
20	大阪市	0	20

エ 一任期当たり給与総額

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	名古屋市	156,704	1
2	横浜市	151,234	3
3	神戸市	135,847	2
4	広島市	135,754	4
5	仙台市	133,201	9
6	京都市	127,706	5
7	福岡市	126,349	6
8	千葉市	126,115	7
9	川崎市	126,011	8
10	さいたま市	125,382	10
11	札幌市	119,618	12
12	堺市	118,409	11
13	岡山市	116,899	13
14	熊本市	116,331	18
15	静岡市	114,992	16
16	北九州市	112,972	15
17	大阪市	112,957	14
18	相模原市	112,144	17
19	浜松市	108,468	19
20	新潟市	104,832	20

※1 給料月額、年収、退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

※2 年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定

※3 一任期当たり給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定（一任期は4年間）

②副市長

ア 給料月額

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	横浜市	1,324	1
2	京都市	1,120	2
3	神戸市	1,110	3
4	大阪市	1,096	4
5	千葉市	1,064	5
6	名古屋市	1,052	6
7	広島市	1,050	7
8	福岡市	1,040	8
8	仙台市	1,040	10
10	熊本市	1,036	15
11	札幌市	1,030	9
12	堺市	990	11
13	北九州市	980	12
14	新潟市	970	16
15	静岡市	969	17
16	さいたま市	966	13
17	川崎市	962	14
18	浜松市	949	18
19	岡山市	931	20
20	相模原市	926	19

イ 年収

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	横浜市	23,275	1
2	神戸市	21,780	2
3	名古屋市	20,519	3
4	福岡市	19,279	4
5	京都市	19,124	5
6	仙台市	19,105	13
7	広島市	19,012	6
8	川崎市	18,919	7
9	さいたま市	18,841	8
10	千葉市	18,705	10
11	堺市	18,687	9
12	大阪市	18,544	11
13	札幌市	18,254	12
14	相模原市	17,537	14
15	北九州市	17,210	15
16	岡山市	17,033	16
17	静岡市	16,976	17
18	熊本市	16,783	19
19	浜松市	16,071	18
20	新潟市	15,248	20

ウ 退職手当額

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	広島市	23,688	2
2	名古屋市	22,723	3
3	横浜市	21,925	4
4	神戸市	21,312	1
5	大阪市	19,991	5
6	京都市	19,246	6
7	札幌市	18,540	7
8	仙台市	18,470	10
9	千葉市	18,385	8
10	福岡市	18,220	9
11	川崎市	17,546	11
12	堺市	17,107	12
13	北九州市	15,993	13
14	新潟市	15,690	14
15	さいたま市	15,301	15
16	岡山市	13,406	17
17	相模原市	13,334	16
18	熊本市	11,934	19
19	静岡市	11,628	18
20	浜松市	10,000	20

エ 一任期当たり給与総額

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	横浜市	115,029	2
2	神戸市	108,435	1
3	名古屋市	104,800	3
4	広島市	99,739	4
5	京都市	95,742	5
6	福岡市	95,338	6
7	仙台市	94,893	13
8	大阪市	94,168	7
9	川崎市	93,225	9
10	千葉市	93,206	8
11	堺市	91,856	10
12	札幌市	91,558	11
13	さいたま市	90,668	12
14	北九州市	84,836	14
15	相模原市	83,485	15
16	岡山市	81,541	16
17	静岡市	79,535	17
18	熊本市	79,067	19
19	新潟市	76,684	18
20	浜松市	74,285	20

※1 給料月額、年収、退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

※2 年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定

※3 一任期当たり給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定（一任期は4年間）

③水道事業管理者

ア 給料月額

都市名	額(千円)
堺市	580
札幌市	一般職準拠
仙台市	850
新潟市	820
さいたま市	809
千葉市	—
川崎市	729
横浜市	一般職準拠
相模原市	—
静岡市	837
浜松市	783
名古屋市	一般職準拠
京都市	595
大阪市	一般職準拠
神戸市	一般職準拠
岡山市	604
広島市	一般職準拠
北九州市	一般職準拠
福岡市	850
熊本市	772

イ 年収

都市名	額(千円)
堺市	11,638
札幌市	一般職準拠
仙台市	15,615
新潟市	12,890
さいたま市	15,779
千葉市	—
川崎市	14,337
横浜市	一般職準拠
相模原市	—
静岡市	14,664
浜松市	13,260
名古屋市	一般職準拠
京都市	12,160
大阪市	一般職準拠
神戸市	一般職準拠
岡山市	11,043
広島市	一般職準拠
北九州市	一般職準拠
福岡市	15,757
熊本市	12,506

ウ 退職手当額

都市名	額(千円)
堺市	一般職準拠
札幌市	一般職準拠
仙台市	11,424
新潟市	7,950
さいたま市	8,154
千葉市	—
川崎市	10,497
横浜市	一般職準拠
相模原市	—
静岡市	6,026
浜松市	4,800
名古屋市	一般職準拠
京都市	8,809
大阪市	一般職準拠
神戸市	一般職準拠
岡山市	2,022
広島市	一般職準拠
北九州市	一般職準拠
福岡市	10,608
熊本市	8,152

エ 一任期当たり給与総額

都市名	額(千円)
堺市	一般職準拠
札幌市	一般職準拠
仙台市	73,885
新潟市	59,512
さいたま市	71,272
千葉市	—
川崎市	67,846
横浜市	一般職準拠
相模原市	—
静岡市	64,683
浜松市	57,840
名古屋市	一般職準拠
京都市	57,453
大阪市	一般職準拠
神戸市	一般職準拠
岡山市	46,194
広島市	一般職準拠
北九州市	一般職準拠
福岡市	73,637
熊本市	58,177

※1 給料月額、年収、退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

※2 年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定

※3 一任期当たり給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定（一任期は4年間）

※4 堺市の上下水道事業管理者は一般職準拠であり、一般職局長級の最高号給に基づき算定

④教育長

ア 給料月額

順位	都市名	額(千円)
1	横浜市	968
2	大阪市	907
3	仙台市	850
3	福岡市	850
5	新潟市	840
6	静岡市	837
7	名古屋市	835
8	札幌市	830
8	神戸市	830
8	北九州市	830
11	さいたま市	804
12	堺市	793
13	広島市	790
13	川崎市	790
15	浜松市	783
16	千葉市	780
17	熊本市	772
18	岡山市	755
19	相模原市	732
20	京都市	595

イ 年収

順位	都市名	額(千円)
1	横浜市	17,017
2	神戸市	16,286
3	名古屋市	16,151
4	福岡市	15,757
5	さいたま市	15,682
6	仙台市	15,615
7	川崎市	15,536
8	大阪市	15,346
9	堺市	14,968
10	札幌市	14,710
11	静岡市	14,664
12	北九州市	14,576
13	広島市	14,304
14	相模原市	13,863
15	岡山市	13,815
16	千葉市	13,712
17	浜松市	13,260
18	新潟市	13,204
19	熊本市	12,506
20	京都市	12,160

ウ 退職手当額

順位	都市名	額(千円)
1	仙台市	8,568
2	川崎市	8,532
3	福岡市	7,956
4	堺市	7,707
5	神戸市	7,470
6	京都市	6,607
7	大阪市	6,530
8	北九州市	6,274
9	千葉市	6,177
10	札幌市	6,125
11	熊本市	6,114
12	新潟市	6,108
13	さいたま市	6,078
14	名古屋市	6,012
15	相模原市	5,270
16	静岡市	4,519
17	横浜市	4,216
18	浜松市	3,600
19	広島市	2,975
20	岡山市	1,895

エ 一任期当たり給与総額

順位	都市名	額(千円)
1	神戸市	56,329
2	仙台市	55,414
3	横浜市	55,268
4	福岡市	55,227
5	川崎市	55,142
6	名古屋市	54,466
7	さいたま市	53,124
8	堺市	52,613
9	大阪市	52,569
10	札幌市	50,255
11	北九州市	50,003
12	静岡市	48,512
13	千葉市	47,314
14	相模原市	46,861
15	広島市	45,890
16	新潟市	45,722
17	熊本市	43,633
18	浜松市	43,380
19	岡山市	43,343
20	京都市	43,089

※1 給料月額、年収、退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

※2 年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定

※3 一任期当たり給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定（一任期は3年間）

⑤代表監査委員

ア 給料月額

順位	都市名	額(千円)
1	横浜市	935
2	大阪市	834
3	札幌市	800
4	新潟市	795
5	広島市	790
6	熊本市	756
7	京都市	750
7	千葉市	750
9	仙台市	732
10	神戸市	700
11	堺市	695
12	名古屋市	689
13	静岡市	683
14	浜松市	670
15	相模原市	663
16	福岡市	620
17	さいたま市	617
18	岡山市	604
19	北九州市	590
20	川崎市	567

イ 年収

順位	都市名	額(千円)
1	横浜市	16,437
2	広島市	14,304
3	札幌市	14,178
4	大阪市	14,111
5	神戸市	13,735
6	仙台市	13,447
7	名古屋市	13,327
8	千葉市	13,185
9	堺市	13,118
10	京都市	12,806
11	相模原市	12,556
12	新潟市	12,306
13	熊本市	12,247
14	さいたま市	12,034
15	静岡市	11,966
16	福岡市	11,493
17	浜松市	11,346
18	川崎市	11,151
19	岡山市	11,055
20	北九州市	10,361

ウ 退職手当額

順位	都市名	額(千円)
1	札幌市	7,872
2	福岡市	7,737
3	熊本市	7,620
4	大阪市	7,445
5	仙台市	6,675
6	千葉市	6,480
7	堺市	6,004
8	横浜市	5,430
9	相模原市	5,304
10	新潟市	5,151
11	神戸市	5,040
11	京都市	5,040
13	さいたま市	5,034
14	名古屋市	4,960
15	静岡市	4,917
16	北九州市	4,531
17	浜松市	4,100
18	広島市	3,967
19	川崎市	3,810
20	岡山市	2,022

エ 一任期当たり給与総額

順位	都市名	額(千円)
1	横浜市	71,179
2	札幌市	64,585
3	大阪市	63,891
4	広島市	61,186
5	仙台市	60,466
6	神戸市	59,982
7	千葉市	59,220
8	堺市	58,480
9	名古屋市	58,270
10	熊本市	56,609
11	京都市	56,265
12	相模原市	55,531
13	新潟市	54,378
14	福岡市	53,711
15	さいたま市	53,173
16	静岡市	52,782
17	浜松市	49,485
18	川崎市	48,414
19	岡山市	46,242
20	北九州市	45,977

※1 給料月額、年収、退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

※2 年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定

※3 一任期当たり給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定（一任期は4年間）

⑥議会議長

ア 議員報酬月額

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	名古屋市	1,225	1
2	横浜市	1,215	2
3	神戸市	1,140	3
4	京都市	1,120	4
5	北九州市	1,090	5
6	大阪市	1,080	6
7	広島市	1,060	7
7	福岡市	1,060	7
9	川崎市	1,043	9
10	札幌市	1,040	10
10	仙台市	1,040	11
12	さいたま市	992	12
13	堺市	950	13
14	千葉市	930	14
15	熊本市	897	16
16	岡山市	850	15
17	静岡市	849	18
18	相模原市	830	17
19	浜松市	821	19
20	新潟市	804	20

イ 年収

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	横浜市	21,359	1
2	名古屋市	20,206	2
3	神戸市	19,972	3
4	京都市	19,124	4
5	広島市	18,634	5
6	北九州市	18,438	6
7	大阪市	18,079	7
8	福岡市	17,945	8
9	川崎市	17,809	9
10	札幌市	17,758	10
10	仙台市	17,758	11
12	さいたま市	16,938	12
13	千葉市	16,349	14
14	堺市	16,302	13
15	岡山市	14,943	15
16	静岡市	14,874	16
17	熊本市	14,531	19
18	相模原市	14,112	17
19	浜松市	13,903	18
20	新潟市	12,638	20

※1 議員報酬月額及び年収は、令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

※2 年収は、議員報酬月額及び期末手当で算定

⑦議会副議長

ア 議員報酬月額

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	横浜市	1,093	2
2	名古屋市	1,078	1
3	神戸市	1,040	3
4	京都市	1,030	4
5	北九州市	980	5
6	福岡市	970	6
7	大阪市	960	7
8	札幌市	950	8
9	川崎市	932	9
10	広島市	930	10
10	仙台市	930	11
12	さいたま市	886	12
13	堺市	850	13
14	千葉市	840	14
15	熊本市	817	16
16	岡山市	770	15
17	静岡市	758	18
18	相模原市	746	17
19	浜松市	733	19
20	新潟市	723	20

イ 年収

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	横浜市	19,214	2
2	神戸市	18,220	3
3	名古屋市	17,781	4
4	京都市	17,587	5
5	北九州市	16,577	6
6	福岡市	16,422	7
7	広島市	16,349	8
8	札幌市	16,221	9
9	大阪市	16,070	10
10	川崎市	15,913	11
11	仙台市	15,879	12
12	さいたま市	15,128	13
13	千葉市	14,767	1
14	堺市	14,586	14
15	岡山市	13,536	15
16	静岡市	13,280	16
17	熊本市	13,235	18
18	相模原市	12,683	17
19	浜松市	12,413	19
20	新潟市	11,365	20

※1 議員報酬月額及び年収は、令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

※2 年収は、議員報酬月額及び期末手当で算定

⑧議会議員

ア 議員報酬月額

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	名古屋市	990	1
2	横浜市	982	3
3	京都市	960	2
4	神戸市	930	4
5	大阪市	880	5
5	北九州市	880	5
5	福岡市	880	5
8	札幌市	860	8
8	広島市	860	8
8	仙台市	860	11
11	川崎市	841	10
12	さいたま市	819	12
13	堺市	780	13
14	千葉市	770	14
15	熊本市	740	16
16	岡山市	710	15
17	静岡市	683	18
18	相模原市	682	17
19	新潟市	674	19
20	浜松市	663	20

イ 年収

順位	都市名	額(千円)	昨年 順位
1	横浜市	17,263	1
2	京都市	16,392	2
3	名古屋市	16,330	3
4	神戸市	16,293	4
5	広島市	15,118	5
6	福岡市	14,898	6
7	北九州市	14,886	8
8	大阪市	14,731	7
9	札幌市	14,684	9
9	仙台市	14,684	11
11	川崎市	14,360	10
12	さいたま市	13,984	12
13	千葉市	13,536	14
14	堺市	13,384	13
15	岡山市	12,481	15
16	熊本市	11,988	17
17	静岡市	11,966	16
18	相模原市	11,595	18
19	浜松市	11,227	19
20	新潟市	10,595	20

※1 議員報酬月額及び年収は、令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

※2 年収は、議員報酬月額及び期末手当で算定

（２）類似都市との比較

① 他の全政令指定都市(19市)との均衡を踏まえた比較

ア 平均給料月額・平均議員報酬月額

(単位：千円)

都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員	議会議長	議会副議長	議会議員
札幌市	1,280	1,030	一般職準拠	830	800	1,040	950	860
仙台市	1,340	1,040	850	850	732	1,040	930	860
新潟市	1,200	970	820	840	795	804	723	674
さいたま市	1,229	966	809	804	617	992	886	819
千葉市	1,317	1,064	—	780	750	930	840	770
川崎市	1,216	962	729	790	567	1,043	932	841
横浜市	1,647	1,324	一般職準拠	968	935	1,215	1,093	982
相模原市	1,181	926	—	732	663	830	746	682
静岡市	1,288	969	837	837	683	849	758	683
浜松市	1,306	949	783	783	670	821	733	663
名古屋市	1,467	1,052	一般職準拠	835	689	1,225	1,078	990
京都市	1,410	1,120	595	595	750	1,120	1,030	960
大阪市	1,669	1,096	一般職準拠	907	834	1,080	960	880
神戸市	1,410	1,110	一般職準拠	830	700	1,140	1,040	930
岡山市	1,174	931	604	755	604	850	770	710
広島市	1,310	1,050	一般職準拠	790	790	1,060	930	860
北九州市	1,230	980	一般職準拠	830	590	1,090	980	880
福岡市	1,300	1,040	850	850	620	1,060	970	880
熊本市	1,303	1,036	772	772	756	897	817	740
上記の平均額	1,330	1,032	764	809	712	1,004	903	824
堺市	1,190	990	580	793	695	950	850	780

※1 令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

イ 平均年収

(単位：千円)

都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員	議会議長	議会副議長	議会議員
札幌市	22,685	18,254	一般職準拠	14,710	14,178	17,758	16,221	14,684
仙台市	24,617	19,105	15,615	15,615	13,447	17,758	15,879	14,684
新潟市	18,864	15,248	12,890	13,204	12,306	12,638	11,365	10,595
さいたま市	23,971	18,841	15,779	15,682	12,034	16,938	15,128	13,984
千葉市	23,152	18,705	—	13,712	13,185	16,349	14,767	13,536
川崎市	23,915	18,919	14,337	15,536	11,151	17,809	15,913	14,360
横浜市	28,954	23,275	一般職準拠	17,017	16,437	21,359	19,214	17,263
相模原市	22,367	17,537	—	13,863	12,556	14,112	12,683	11,595
静岡市	22,565	16,976	14,664	14,664	11,966	14,874	13,280	11,966
浜松市	22,117	16,071	13,260	13,260	11,346	13,903	12,413	11,227
名古屋市	28,613	20,519	一般職準拠	16,151	13,327	20,206	17,781	16,330
京都市	24,075	19,124	12,160	12,160	12,806	19,124	17,587	16,392
大阪市	28,239	18,544	一般職準拠	15,346	14,111	18,079	16,070	14,731
神戸市	27,667	21,780	一般職準拠	16,286	13,735	19,972	18,220	16,293
岡山市	21,476	17,033	11,043	13,815	11,055	14,943	13,536	12,481
広島市	23,720	19,012	一般職準拠	14,304	14,304	18,634	16,349	15,118
北九州市	21,601	17,210	一般職準拠	14,576	10,361	18,438	16,577	14,886
福岡市	24,099	19,279	15,757	15,757	11,493	17,945	16,422	14,898
熊本市	21,108	16,783	12,506	12,506	12,247	14,531	13,235	11,988
上記の平均額	23,884	18,537	13,801	14,640	12,739	17,124	15,402	14,053
堺市	22,462	18,687	11,638	14,968	13,118	16,302	14,586	13,384

※1 令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

※2 市長・副市長・教育長・代表監査委員の年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定

※3 議会議長、議会副議長及び議会議員にあっては、議員報酬月額及び期末手当にて算定

※4 水道事業管理者の年収は給料月額が定められている市について算定

ウ 平均退職手当額

(単位：千円)					
都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員
札幌市	28,876	18,540	一般職準拠	6,125	7,872
仙台市	34,732	18,470	11,424	8,568	6,675
新潟市	29,376	15,690	7,950	6,108	5,151
さいたま市	29,496	15,301	8,154	6,078	5,034
千葉市	33,504	18,385	—	6,177	6,480
川崎市	30,351	17,546	10,497	8,532	3,810
横浜市	35,417	21,925	一般職準拠	4,216	5,430
相模原市	22,675	13,334	—	5,270	5,304
静岡市	24,729	11,628	6,026	4,519	4,917
浜松市	20,000	10,000	4,800	3,600	4,100
名古屋市	42,249	22,723	一般職準拠	6,012	4,960
京都市	31,403	0	8,809	6,607	5,040
大阪市	0	19,991	一般職準拠	6,530	7,445
神戸市	25,176	21,312	一般職準拠	7,470	5,040
岡山市	30,993	13,406	2,022	1,895	2,022
広島市	40,872	23,688	一般職準拠	2,975	3,967
北九州市	26,568	15,993	一般職準拠	6,274	4,531
福岡市	29,952	18,220	10,608	7,956	7,737
熊本市	31,897	11,934	8,152	6,114	7,620
上記の 平均額	28,856	16,215	7,844	5,843	5,428
堺市	28,560	17,107	一般職準拠	7,707	6,004

※1 退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）
※2 一任期当たり平均給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定（一任期は4年間、教育長のみ一任期3年間）

エ 一任期当たり平均給与総額

(単位：千円)					
都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員
札幌市	119,618	91,558	一般職準拠	50,255	64,585
仙台市	133,201	94,893	73,885	55,414	60,466
新潟市	104,832	76,684	59,512	45,722	54,378
さいたま市	125,382	90,668	71,272	53,124	53,173
千葉市	126,115	93,206	—	47,314	59,220
川崎市	126,011	93,225	67,846	55,142	48,414
横浜市	151,234	115,029	一般職準拠	55,268	71,179
相模原市	112,144	83,485	—	46,861	55,531
静岡市	114,992	79,535	64,683	48,512	52,782
浜松市	108,468	74,285	57,840	43,380	49,485
名古屋市	156,704	104,800	一般職準拠	54,466	58,270
京都市	127,706	95,742	57,453	43,089	56,265
大阪市	112,957	94,168	一般職準拠	52,569	63,891
神戸市	135,847	108,435	一般職準拠	56,329	59,982
岡山市	116,899	81,541	46,194	43,343	46,242
広島市	135,754	99,739	一般職準拠	45,890	61,186
北九州市	112,972	84,836	一般職準拠	50,003	45,977
福岡市	126,349	95,338	73,637	55,227	53,711
熊本市	116,331	79,067	58,177	43,633	56,609
上記の 平均額	124,395	91,380	63,049	49,765	56,386
堺市	118,409	91,856	一般職準拠	52,613	58,480

- (2) 類似都市との比較
- (2) 類似都市との比較
- ② 5大市を除く政令指定都市(14市)との比較
- ア 平均給料月額・平均議員報酬月額

(単位：千円)

都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員	議会議長	議会副議長	議会議員
札幌市	1,280	1,030	一般職準拠	830	800	1,040	950	860
仙台市	1,340	1,040	850	850	732	1,040	930	860
新潟市	1,200	970	820	840	795	804	723	674
さいたま市	1,229	966	809	804	617	992	886	819
千葉市	1,317	1,064	—	780	750	930	840	770
川崎市	1,216	962	729	790	567	1,043	932	841
相模原市	1,181	926	—	732	663	830	746	682
静岡市	1,288	969	837	837	683	849	758	683
浜松市	1,306	949	783	783	670	821	733	663
岡山市	1,174	931	604	755	604	850	770	710
広島市	1,310	1,050	一般職準拠	790	790	1,060	930	860
北九州市	1,230	980	一般職準拠	830	590	1,090	980	880
福岡市	1,300	1,040	850	850	620	1,060	970	880
熊本市	1,303	1,036	772	772	756	897	817	740
上記の平均額	1,262	993	783	803	688	950	854	780
堺市	1,190	990	580	793	695	950	850	780

※1 令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

イ 平均年収

(単位：千円)

都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員	議会議長	議会副議長	議会議員
札幌市	22,685	18,254	一般職準拠	14,710	14,178	17,758	16,221	14,684
仙台市	24,617	19,105	15,615	15,615	13,447	17,758	15,879	14,684
新潟市	18,864	15,248	12,890	13,204	12,306	12,638	11,365	10,595
さいたま市	23,971	18,841	15,779	15,682	12,034	16,938	15,128	13,984
千葉市	23,152	18,705	—	13,712	13,185	16,349	14,767	13,536
川崎市	23,915	18,919	14,337	15,536	11,151	17,809	15,913	14,360
相模原市	22,367	17,537	—	13,863	12,556	14,112	12,683	11,595
静岡市	22,565	16,976	14,664	14,664	11,966	14,874	13,280	11,966
浜松市	22,117	16,071	13,260	13,260	11,346	13,903	12,413	11,227
岡山市	21,476	17,033	11,043	13,815	11,055	14,943	13,536	12,481
広島市	23,720	19,012	一般職準拠	14,304	14,304	18,634	16,349	15,118
北九州市	21,601	17,210	一般職準拠	14,576	10,361	18,438	16,577	14,886
福岡市	24,099	19,279	15,757	15,757	11,493	17,945	16,422	14,898
熊本市	21,108	16,783	12,506	12,506	12,247	14,531	13,235	11,988
上記の平均額	22,589	17,783	13,983	14,371	12,259	16,187	14,554	13,285
堺市	22,462	18,687	11,638	14,968	13,118	16,302	14,586	13,384

- ※1 令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）
- ※2 市長・副市長・教育長・代表監査委員の年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定
- ※3 議会議長、議会副議長及び議会議員にあっては、議員報酬月額及び期末手当にて算定
- ※4 水道事業管理者の年収は給料月額が定められている市について算定

ウ 平均退職手当額

(単位：千円)					
都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員
札幌市	28,876	18,540	一般職準拠	6,125	7,872
仙台市	34,732	18,470	11,424	8,568	6,675
新潟市	29,376	15,690	7,950	6,108	5,151
さいたま市	29,496	15,301	8,154	6,078	5,034
千葉市	33,504	18,385	—	6,177	6,480
川崎市	30,351	17,546	10,497	8,532	3,810
相模原市	22,675	13,334	—	5,270	5,304
静岡市	24,729	11,628	6,026	4,519	4,917
浜松市	20,000	10,000	4,800	3,600	4,100
岡山市	30,993	13,406	2,022	1,895	2,022
広島市	40,872	23,688	一般職準拠	2,975	3,967
北九州市	26,568	15,993	一般職準拠	6,274	4,531
福岡市	29,952	18,220	10,608	7,956	7,737
熊本市	31,897	11,934	8,152	6,114	7,620
上記の 平均額	29,572	15,866	7,737	5,727	5,372
堺市	28,560	17,107	一般職準拠	7,707	6,004

※1 退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）
※2 一任期当たり平均給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定（一任期は4年間、教育長のみ一任期3年間）

エ 一任期当たり平均給与総額

(単位：千円)					
都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員
札幌市	119,618	91,558	一般職準拠	50,255	64,585
仙台市	133,201	94,893	73,885	55,414	60,466
新潟市	104,832	76,684	59,512	45,722	54,378
さいたま市	125,382	90,668	71,272	53,124	53,173
千葉市	126,115	93,206	—	47,314	59,220
川崎市	126,011	93,225	67,846	55,142	48,414
相模原市	112,144	83,485	—	46,861	55,531
静岡市	114,992	79,535	64,683	48,512	52,782
浜松市	108,468	74,285	57,840	43,380	49,485
岡山市	116,899	81,541	46,194	43,343	46,242
広島市	135,754	99,739	一般職準拠	45,890	61,186
北九州市	112,972	84,836	一般職準拠	50,003	45,977
福岡市	126,349	95,338	73,637	55,227	53,711
熊本市	116,331	79,067	58,177	43,633	56,609
上記の 平均額	119,933	87,004	63,671	48,844	54,411
堺市	118,409	91,856	一般職準拠	52,613	58,480

(2) 類似都市との比較

③ 三大都市圏にあり、共通・類似した課題を有している政令指定都市(5市)との比較

ア 平均給料月額・平均議員報酬月額

(単位：千円)

都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員	議会議長	議会副議長	議会議員
さいたま市	1,229	966	809	804	617	992	886	819
千葉市	1,317	1,064	—	780	750	930	840	770
相模原市	1,181	926	—	732	663	830	746	682
静岡市	1,288	969	837	837	683	849	758	683
浜松市	1,306	949	783	783	670	821	733	663
上記の 平均額	1,264	974	809	787	676	884	792	723
堺市	1,190	990	580	793	695	950	850	780

※1 令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

イ 平均年収

(単位：千円)

都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員	議会議長	議会副議長	議会議員
さいたま市	23,971	18,841	15,779	15,682	12,034	16,938	15,128	13,984
千葉市	23,152	18,705	—	13,712	13,185	16,349	14,767	13,536
相模原市	22,367	17,537	—	13,863	12,556	14,112	12,683	11,595
静岡市	22,565	16,976	14,664	14,664	11,966	14,874	13,280	11,966
浜松市	22,117	16,071	13,260	13,260	11,346	13,903	12,413	11,227
上記の 平均額	22,834	17,626	14,567	14,236	12,217	15,235	13,654	12,461
堺市	22,462	18,687	11,638	14,968	13,118	16,302	14,586	13,384

※1 令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）

※2 市長・副市長・教育長・代表監査委員の年収は、給料月額、地域手当及び期末手当で算定

※3 議会議長、議会副議長及び議会議員にあつては、議員報酬月額及び期末手当にて算定

※4 水道事業管理者の年収は給料月額が定められている市について算定

ウ 平均退職手当額

(単位：千円)					
都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員
さいたま市	29,496	15,301	8,154	6,078	5,034
千葉市	33,504	18,385	—	6,177	6,480
相模原市	22,675	13,334	—	5,270	5,304
静岡市	24,729	11,628	6,026	4,519	4,917
浜松市	20,000	10,000	4,800	3,600	4,100
上記の 平均額	26,080	13,729	6,326	5,128	5,167
堺市	28,560	17,107	一般職準拠	7,707	6,004

※1 退職手当額及び一任期当たり給与総額は、令和8年4月1日現在の額及び制度で算定（千円未満の端数は切り捨てて表示）
※2 一任期当たり平均給与総額は、給料月額、地域手当、期末手当及び退職手当額で算定（一任期は4年間、教育長のみ一任期3年間）

エ 一任期当たり平均給与総額

(単位：千円)					
都市名	市長	副市長	水道事業管理者	教育長	代表監査委員
さいたま市	125,382	90,668	71,272	53,124	53,173
千葉市	126,115	93,206	—	47,314	59,220
相模原市	112,144	83,485	—	46,861	55,531
静岡市	114,992	79,535	64,683	48,512	52,782
浜松市	108,468	74,285	57,840	43,380	49,485
上記の 平均額	117,420	84,235	64,598	47,838	54,038
堺市	118,409	91,856	一般職準拠	52,613	58,480

3 特別職と一般職との給与比較

(1) 特別職と一般職の給与制度比較

【特別職】

- ① 例月給（給料月額、代表監査委員の額）

給料月額 695,000	+	地域手当 69,500	=	例月給 764,500
-----------------	---	----------------	---	----------------

- ② 期末手当 10%

期末手当 4.3月

- ③ 年収試算

年収試算 13,118,820

- ④ 退職手当

特別職の任期（4年）に対して特別職の退職手当を支給

【一般職】

- ① 例月給（給料月額給与制度は、堺市の局長級（給料月額は行政職8級の最高号給）の額）

給料月額 580,700	+	管理職手当 131,000	+	地域手当 85,404	+	通勤手当 実費支給	+	扶養手当 住居手当 等	=	例月給 797,104
-----------------	---	------------------	---	----------------	---	--------------	---	-------------------	---	----------------

- ② 期末手当 12%

期末勤勉手当 4.65月

↓
扶養手当、住居手当等
を含んでいない

- ③ 年収試算

年収試算 13,194,390

- ④ 退職手当

特別職の任期については一般職の勤続年数と通算し、一般職として退職した場合の退職手当を支給

※ 上記、【特別職】 【一般職】については、令和8年4月1日現在の堺市の給与制度に基づいて試算

(2) 特別職と局長級職員との比較推移

役職	給与 (A)	局長級職員との差額									
		平成28年度 (A) － (B)	平成29年度 (A) － (B)	平成30年度 (A) － (B)	令和元年度 (A) － (B)	令和2年度 (A) － (B)	令和3年度 (A) － (B)	令和4年度 (A) － (B)	令和5年度 (A) － (B)	令和6年度 (A) － (B)	令和7年度 (A) － (B)
市 長	1, 309, 000円	608, 173円	608, 432円	611, 930円	611, 930円	611, 930円	611, 930円	611, 930円	610, 830円	602, 360円	582, 616円
副市長	1, 089, 000円	388, 173円	388, 432円	391, 930円	391, 930円	391, 930円	391, 930円	391, 930円	390, 830円	382, 360円	362, 616円
上下水道事業管理者	809, 424円	108, 597円	108, 856円	112, 354円	112, 354円	112, 354円	112, 354円	112, 354円	111, 254円	102, 784円	83, 040円
教育長	872, 300円	171, 473円	171, 732円	175, 230円	175, 230円	175, 230円	175, 230円	175, 230円	174, 130円	165, 660円	145, 916円
代表監査委員	764, 500円	63, 673円	63, 932円	67, 430円	67, 430円	67, 430円	67, 430円	67, 430円	66, 330円	57, 860円	38, 116円
議会議長	950, 000円	249, 173円	249, 432円	252, 930円	252, 930円	252, 930円	252, 930円	252, 930円	251, 830円	243, 360円	223, 616円
議会副議長	850, 000円	149, 173円	149, 432円	152, 930円	152, 930円	152, 930円	152, 930円	152, 930円	151, 830円	143, 360円	123, 616円
議会議員	780, 000円	79, 173円	79, 432円	82, 930円	82, 930円	82, 930円	82, 930円	82, 930円	81, 830円	73, 360円	53, 616円
局長級職員 (B)		700, 827円	700, 568円	697, 070円	697, 070円	697, 070円	697, 070円	697, 070円	698, 170円	706, 640円	726, 384円

・ 人事委員会勧告を踏まえた給与の改定状況の推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人事委員会勧告を踏まえた給与の改定状況	改定なし	562円 (0. 14%)	615円 (0. 16%)	234円 (0. 06%)	改定なし	改定なし	962円 (0. 25%)	3, 925円 (1. 01%)	11, 574 円 (2. 85%)	12, 614円 (3. 04%)

※各年度4月1日時点

※制度上の額（減額措置前の額）で比較

※市長・副市長の給与には、給料月額に地域手当を加えた額

※上下水道事業管理者は一般職準拠のため、局長級の最高号給で算出

※局長級職員の給与には、給料、地域手当及び管理職手当が含まれる

※局長級職員の給料は、各年度とも行政職の平均額を使用

※局長級職員の地域手当は、給料に管理職手当を加えたものに乗じて算出

※局長級職員の管理職手当は、局長であった場合の額で算定

※局長級職員には、扶養手当や通勤手当等の手当が条件に応じて支給される

4 その他

(1) 政令指定都市の地域手当支給割合

	市長 副市長	一般職	国家公務員
札幌市	4%	4%	4%
仙台市	8%	8%	8%
さいたま市	15%	15%	13%
千葉市	－	14%	13%
横浜市	－	16%	16%
川崎市	16%	16%	16%
相模原市	12%	12%	12%
新潟市	－	3%	1%
静岡市	－	8%	8%
浜松市	－	4%	4%
名古屋市	15%	14%	13%
京都市	－	10%	8%
大阪市	－	16%	16%
堺市	10%	12%	12%
神戸市	12%	12%	10%
岡山市	4%	4%	4%
広島市	3%	8%	8%
北九州市	4%	4%	4%
福岡市	10%	10%	9%
熊本市	－	－	－

※令和8年4月1日現在

(2) 議会費等の状況
① 市議会開催日数（令和7年開催分）

(単位:日)														
開催月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
会議名														
本会議			4	1		5	3		4	1		1	4	23
議会運営委員会			3	2		7	2	2	2	1		2	3	24
常任正副委員長会														
常任委員会	総務財政		1	1			2			1			1	6
	市民人権			1			2			1			1	5
	健康福祉		1	1			2		1	1			2	8
	産業環境		1	1			2		1	1			1	7
	建設		1	1			2		1	1			2	8
	文教		1	1			2		1	1			2	8
特別委員会	予算		1	2										3
	予算分科会 (延べ日数)			6										6
	決算								1	2				3
	決算分科会 (延べ日数)									6				6
	孤独・孤立社会対策調査		1			1					1			3
	新たな危機に立ち向かう まちづくり調査		1											1
	人口減少対策調査	1				1								2
堺都心部活性化調査						1		1				1		3

議会力向上会議		1		1		1	1			1	1			6
---------	--	---	--	---	--	---	---	--	--	---	---	--	--	---

② 市議会開催日数（令和6年開催分）
(単位:日)

(単位:日)														
開催月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
会議名														
本会議			4	1		6	2		4	1		1	4	23
議会運営委員会		2	2	2		7	1		5	2	1	2	4	28
常任正副委員長会														0
常任委員会	総務財政			1			2		1	1			2	7
	市民人権		1	1			2		1	1			2	8
	健康福祉		1	1			2		1	1			2	8
	産業環境		1	1			2		1	1			2	8
	建設		1	1			2		1	1			2	8
	文教		1	1			2		1	1			2	8
特別委員会	予算		1	2										3
	予算分科会 (延べ日数)			6										6
	決算								1	2				3
	決算分科会 (延べ日数)									6				6
	孤独・孤立社会対策調査		1			1			1					3
	新たな危機に立ち向かう まちづくり調査	1				1		1						3
人口減少対策調査			1			1								2

議会力向上会議	1			1		1	1		1		1			6
---------	---	--	--	---	--	---	---	--	---	--	---	--	--	---

③議会費の歳出合計に占める割合（普通会計決算）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
A 歳出合計 (百万円)		461,532	446,730	441,971	470,109	482,814
B 議会費 (百万円)		1,136	1,192	1,138	1,146	1,123
B/A (%)		0.25	0.27	0.26	0.24	0.23
うち議会開催経費 (百万円)		918	978	923	927	895
内訳	議員報酬等	626	609	644	644	623
	共済組合負担金	121	116	109	106	95
	費用弁償等旅費	2	2	8	9	6
	政務活動費 (政務調査費)	147	149	143	147	147
	その他	22	102	19	21	24

※① 歳出合計（A）及び議会費（B）については、普通会計決算（目的別）による。

※② 議会開催経費については、決算説明資料による。【※事務局費を除いた経費（目 01議会費）を計上】

※③ 共済組合負担金については、平成23年6月1日より算出根拠の率に変更された。

（地方議員年金制度については廃止しているが、制度廃止前の給付は継続。）

※④ 本市の議会議員の数は条例により48名と定められている。

(3) 主要財政指標等の状況

① 本市の主要財政指標及び職員数の推移

	財政力指数	経常収支 比率	実質公債費 比率	将来負担 比率	ラスパイレス 指数	職員数 (人)
平成17年度	0.77	94.9	－	－	97.6	6,309
平成18年度	0.78	93.1	－	－	97.9	6,286
平成19年度	0.8	93.7	7.1	70.7	97.9	6,166
平成20年度	0.81	94.6	6.9	81.1	98.3	5,954
平成21年度	0.82	96.8	6.3	77.8	98	6,687
平成22年度	0.83	95.1	5.4	59.8	98.4	6,408
平成23年度	0.83	95.5	4.9	52.8	98.2	6,255
平成24年度	0.83	96.7	4.9	36.9	106.3 (98.3)	5,561
平成25年度	0.84	96.3	5.2	27.6	102.7 (94.9)	5,483
平成26年度	0.84	95.3	5.4	21.9	95.1	5,494
平成27年度	0.84	96.9	5.5	15.6	99.4	5,447
平成28年度	0.85	97.4	5.7	17.5	100.5	5,495
平成29年度	0.84	97.7	5.6	22.9	99.7	9,323
平成30年度	0.83	99.5	5.3	20.3	100.0	9,321
令和元年度	0.81	100.7	5.3	9.4	100.3	9,365
令和2年度	0.81	100.8	5.8	5.0	100.3	10,002
令和3年度	0.79	93.7	6.1	－	100.2	10,154
令和4年度	0.78	102.4	6.0	－	100.1	10,327
令和5年度	0.76	100.9	5.4	－	100.3	10,384
令和6年度	0.75	100.0	5.0	－	100.4	10,516

※1 実質公債費率については、平成19年度より算定基準が変更したため、平成19年度より記載。

※2 将来負担比率については、自治体財政健全化法（平成19年6月制定）によって新たに導入された指標のため、平成19年度より記載。

また、平成19年度以降で充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については「－」を記載。

※3 職員数は各年度における総務省『地方公務員給与実態調査』による。

※4 消防局の職員数は平成21年度より計上。

※5 県費負担教職員に関する権限移譲に伴い、平成29年度より教職員を職員数に計上。

※6 ()内は国家公務員に対する特例法による時限的な減額措置がない場合のラスパイレス指数

②政令指定都市の主要財政指標

	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数
札幌市	0.70	98.0	3.2	22.2	99.2
仙台市	0.87	98.8	4.9	44.6	102.3
さいたま市	0.95	98.4	6.1	20.7	101.1
千葉市	0.88	98.8	10.4	120.1	100.5
横浜市	0.95	99.0	9.2	114.9	100.0
川崎市	1.06	99.3	8.4	111.4	100.2
相模原市	0.83	97.5	2.9	－	98.2
新潟市	0.64	94.9	12.4	121.7	98.4
静岡市	0.82	95.3	5.9	30.9	100.9
浜松市	0.81	93.3	3.3	－	100.0
名古屋市	0.98	101.2	6.4	84.2	98.8
京都市	0.81	100.4	12.0	132.0	101.5
大阪市	0.94	89.8	0.1	－	99.0
堺市	0.75	100.0	5.0	－	100.4
神戸市	0.76	98.7	4.9	64.5	100.1
岡山市	0.74	91.2	5.7	－	101.6
広島市	0.77	97.3	8.8	161.3	99.9
北九州市	0.69	99.3	10.6	143.0	101.6
福岡市	0.87	93.6	7.7	58.8	101.2
熊本市	0.68	95.4	5.9	93.1	99.8

※ 令和6年度の地方公共団体の主要財政指標より（総務省公表）

【用語説明】

財政力指数	地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値
経常収支比率	地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合
実質公債費比率	地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
ラスパイレス指数	国家公務員行政職俸給表（一）の適用者の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準

(4) 政令指定都市の人口

順位	都市名	令和8年4月1日現在の 推計人口（人）
1	横浜市	3,753,758
2	大阪市	2,817,994
3	名古屋市	2,345,093
4	札幌市	1,961,122
5	福岡市	1,665,091
6	川崎市	1,561,800
7	神戸市	1,480,065
8	京都市	1,426,642
9	さいたま市	1,358,566
10	広島市	1,170,595
11	仙台市	1,092,956
12	千葉市	996,341
13	北九州市	898,668
14	堺市	800,455
15	浜松市	761,754
16	新潟市	754,903
17	熊本市	731,670
18	相模原市	721,112
19	岡山市	706,262
20	静岡市	663,524

(5) 消費者物価指数の変遷

令和2年（2020年）＝100

年月	全国	近畿	大阪市	堺市
平成18年	95.5	95.5	98.1	－
平成19年	95.5	95.5	98.0	－
平成20年	96.8	96.7	98.7	－
平成21年	95.5	95.5	98.0	－
平成22年	94.8	95.0	96.0	95.8
平成23年	94.5	94.7	95.5	95.1
平成24年	94.5	94.6	95.5	95.0
平成25年	94.9	94.9	95.7	95.4
平成26年	97.5	97.5	98.1	98.1
平成27年	98.2	98.4	99.1	98.9
平成28年	98.1	98.4	99.00	98.8
平成29年	98.6	98.8	98.9	99.2
平成30年	99.5	99.5	99.6	99.8
令和元年	100.0	99.9	100.1	100.2
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年	99.8	99.7	99.4	99.5
令和4年	102.3	102.0	101.9	102.0
令和5年	105.6	105.3	105.3	105.3
令和6年	108.5	108.2	108.3	108.3
令和7年	111.9	111.7	111.7	111.6

※ 各年の指数は年平均
※ 堺市の数値は平成22年より公表されている。

堺市特別職報酬等審議会

(資料②)

令和 8 年 9 月

堺 市 人 事 部

目 次

ページ

1	行政委員会について……………	P 1
2	行政委員会委員の報酬額の現状……………	P 3
3	行政委員会委員の報酬額の変遷……………	P 4
4	政令指定都市の行政委員会委員の報酬額の状況	
①	教育委員会……………	P 5
②	市選挙管理委員会……………	P 6
③	区選挙管理委員会……………	P 7
④	監査委員……………	P 8
⑤	人事委員会……………	P 9
⑥	農業委員会……………	P 1 0
⑦	固定資産評価審査委員会……………	P 1 2
5	附属機関について……………	P 1 3
6	政令指定都市の附属機関の委員の報酬額の状況……………	P 1 4

1 行政委員会について

(1) 設置と役割

行政委員会とは、政治的中立性や公平性が求められる分野や、慎重な手続きを必要とする特定の分野に限って設置される執行機関たる委員会又は委員である。

行政委員会の設置や所掌する事務、組織のあり方等は、法律で定められている。

市町村は「教育委員会」、「選挙管理委員会」、「人事委員会」、「農業委員会」及び「固定資産評価審査委員会」の5の委員会と「監査委員」を設置することとされている。

行政委員会は、法令等に基づく権限に属する事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負うものである。

(2) 委員報酬

行政委員会の委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、非常勤とされ、特別職としての身分を有する。

非常勤の委員については、条例の定めるところによって報酬を支給しなければならない。

○地方自治法（抄）

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

○堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年条例第３６号）
（抄）

（報酬）

第２条 非常勤職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

別表（第２条関係）

区分	報酬額
教育委員会委員	日額 ２７，０００円
市選挙管理委員会委員長	日額 ３２，０００円
市選挙管理委員会委員（委員長を除く。）	日額 ２７，０００円
区選挙管理委員会委員長	日額 ２４，０００円
区選挙管理委員会委員（委員長を除く。）	日額 ２０，０００円
非常勤の監査委員（代表監査委員である者）	月額 ２２７，０００円
非常勤の監査委員	月額 １９８，０００円
非常勤の監査委員（市議会議員である者）	月額 ６６，０００円
非常勤の人事委員会委員長	日額 ３２，０００円
非常勤の人事委員会委員（委員長を除く。）	日額 ２７，０００円
農業委員会会長	月額 ５８，０００円
農業委員会会長代理	月額 ５１，０００円
農業委員会委員（会長及び会長代理を除く。）	月額 ４１，０００円
農地利用最適化推進委員	月額 ４１，０００円
固定資産評価審査委員会委員	日額 １５，０００円
臨時選挙管理委員	日額 １５，０００円
（以下、略）	

2 行政委員会委員等の報酬額の現状

委員会名	役職	報酬額
教育委員会	委員	日額 27,000円
市選挙管理委員会	委員長	日額 32,000円
	委員	日額 27,000円
区選挙管理委員会	委員長	日額 24,000円
	委員	日額 20,000円
監査委員	代表監査委員（非常勤）	月額 227,000円
	識見・非代表	月額 198,000円
	議員選出	月額 66,000円
人事委員会	委員長	日額 32,000円
	委員	日額 27,000円
農業委員会	会長	月額 58,000円
	会長代理及び部会長	月額 51,000円
	委員	月額 41,000円

※ 代表監査委員（非常勤）は対象者なし

固定資産評価審査委員会	委員	日額 15,000円
-------------	----	------------

附属機関の委員	委員	日額 10,200円
---------	----	------------

3 行政委員会委員の報酬額の変遷

委員会	年月日			H元. 4. 1	H4. 4. 1	H9. 4. 1	H18. 4. 1	H20. 1. 1	H23. 7. 1	H27. 4. 1	H29. 7. 15
	(役職)										
教育委員会	委員長	報酬月額	(円)	153,000	173,000	190,000	－	213,000	日額報酬に 変更	廃止	－
		改定額	(円)	18,000	20,000	17,000		23,000			
		改定率	(%)	13.3	13.1	9.8		12.1			
	委員	報酬月額	(円)	122,000	138,000	152,000	－	175,000	日額報酬に 変更	－	－
		改定額	(円)	14,000	16,000	14,000		23,000			
		改定率	(%)	13.0	13.1	10.1		15.1			
市選挙管理 委員会	委員長	報酬月額	(円)	140,000	158,000	174,000	－	－	日額報酬に 変更	－	－
		改定額	(円)	16,000	18,000	16,000					
		改定率	(%)	12.9	12.9	10.1					
	委員	報酬月額	(円)	122,000	138,000	152,000	－	－	日額報酬に 変更	－	－
		改定額	(円)	14,000	16,000	14,000					
		改定率	(%)	13.0	13.1	10.1					
区選挙管理 委員会	委員長	報酬月額	(円)	－	－	－	87,000	－	日額報酬に 変更	－	－
		改定額	(円)				新設				
		改定率	(%)				新設				
	委員	報酬月額	(円)	－	－	－	76,000	－	日額報酬に 変更	－	－
		改定額	(円)				新設				
		改定率	(%)				新設				
監査委員	識見・ 非代表	報酬月額	(円)	122,000	138,000	152,000	－	198,000	－	－	－
		改定額	(円)	14,000	16,000	14,000		46,000			
		改定率	(%)	13.0	13.1	10.1		30.3			
	議員選出	報酬月額	(円)	54,000	60,000	66,000	－	－	－	－	－
		改定額	(円)	－	6,000	6,000					
		改定率	(%)	－	11.1	10.0					
人事委員会 (※)	委員長	報酬月額	(円)	75,000	85,000	94,000	174,000	－	日額報酬に 変更	－	－
		改定額	(円)	9,000	10,000	9,000	80,000				
		改定率	(%)	13.6	13.3	10.6	85.1				
	委員	報酬月額	(円)	59,000	67,000	74,000	152,000	－	日額報酬に 変更	－	－
		改定額	(円)	7,000	8,000	7,000	78,000				
		改定率	(%)	13.5	13.6	10.4	105.4				
農業委員会	会長	報酬月額	(円)	45,000	51,000	58,000	－	－	－	－	－
		改定額	(円)	5,000	6,000	7,000					
		改定率	(%)	12.5	13.3	13.7					
	会長代理 及び部会 長	報酬月額	(円)	40,000	45,000	51,000	－	－	－	－	廃止 (部会長)
		改定額	(円)	5,000	5,000	6,000					
		改定率	(%)	14.3	12.5	13.3					
	委員	報酬月額	(円)	32,000	36,000	41,000	－	－	－	－	－
		改定額	(円)	4,000	4,000	5,000					
		改定率	(%)	14.3	12.5	13.9					

※ H18以前については、公平委員会の報酬月額

4 政令指定都市の行政委員会委員の報酬額の状況

①教育委員会

市名	委員長				委員			
	現行		改定前		現行		改定前	
	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日
札幌市	-	H27.5.24	月額 301,000	H4.12.1	月額 251,000	H4.12.1	月額 218,000	S63.10.1
仙台市	-	H27.4.1	月額 243,000	H18.4.1	月額 208,000	R8.4.1	月額 203,000	H18.4.1
さいたま市	-	-	月額 240,000	H15.4.1	月額 200,000	H15.4.1	月額 85,800	H13.5.1
千葉市	-	H25.4.1	月額 201,000	H18.7.1	日額 27,000	H25.4.1	月額 169,000	H18.7.1
横浜市	-	-	月額 384,000	H23.4.1	月額 366,000	R8.4.1	月額 355,000	H23.4.1
川崎市	-	R7.4.1	月額 336,000	H19.4.1	月額 283,000	R7.4.1	月額 279,000	H19.4.1
相模原市	-	H28.10.1	日額 32,000	H23.4.1	日額 27,500	H23.4.1	月額 144,500	H9.4.1
新潟市	-	H27.4.1	月額 48,000 日額 30,000	H24.4.1	月額 41,000 日額 24,000	H24.4.1	月額 123,000	H15.4.1
静岡市	-	H26.4.1	月額 120,000	H15.4.1	月額 140,000	H17.4.1	月額 100,000	H15.4.1
浜松市	-	H28.1.1	日額 27,000	H22.4.1	日額 21,000	H22.4.1	日額 81,000	H20.4.1
名古屋市	-	-	-	-	日額 32,700	R8.4.1	日額 27,000	H23.4.1
京都市	-	-	-	-	月額 335,000	H8.7.1	月額 315,000	H3.12.1
大阪市	-	H28.4.1	日額 42,100	H23.4.1	日額 35,100	H23.4.1	月額 364,000	H18.1.1
堺市	-	-	日額 32,000	H23.7.1	日額 27,000	H23.7.1	月額 175,000	H20.1.1
神戸市	-	-	-	-	月額 320,000	H4.5.1	月額 280,000	S63.9.1
岡山市	-	H28.9.1	-	-	月額 107,100	R8.4.1	月額 105,800	H21.8.1
広島市	-	-	月額 150,000 日額 27,000	H25.4.1	月額 128,000 日額 23,000	H25.4.1	月額 255,000	H8.4.1
北九州市	-	-	月額 309,000	H27.4.1	月額 274,000	H27.4.1	月額 298,000	H6.4.1
福岡市	-	-	月額 350,000	H6.4.1	月額 250,000	R2.4.1	月額 300,000	H6.4.1
熊本市	-	H27.4.1	月額 146,000	H10.4.1	月額 138,000	R8.4.1	月額 126,000	H31.4.1

②市選挙管理委員会

市名	委員長				委員			
	現行		改定前		現行		改定前	
	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日
札幌市	月額 32,500	H23.1.1	月額 237,000	H4.12.1	月額 23,500	H23.1.1	月額 164,000	H4.12.1
仙台市	月額 249,000	R8.4.1	月額 243,000	H18.4.1	月額 208,000	R8.4.1	月額 203,000	H18.4.1
さいたま市	月額 132,000	H15.4.1	月額 69,400	H13.5.1	月額 99,000	H15.4.1	月額 58,700	H13.5.1
千葉市	月額 32,000	H25.4.1	月額 125,000	H18.7.1	月額 27,000	H25.4.1	月額 94,000	H18.7.1
横浜市	月額 342,000	R8.4.1	月額 332,000	H23.4.1	月額 283,000	R8.4.1	月額 275,000	H23.4.1
川崎市	月額 270,000	R7.4.1	月額 267,000	H19.4.1	月額 213,000	R7.4.1	月額 210,000	H19.4.1
相模原市	月額 27,000	H23.4.1	月額 86,000	H9.4.1	月額 23,200	H23.4.1	月額 66,500	H9.4.1
新潟市	月額 40,000 月額 25,000	H24.4.1	月額 120,000	H19.4.1	月額 30,000 月額 20,000	H24.4.1	月額 90,000	H19.4.1
静岡市	月額 99,000	H17.4.1	月額 73,500	H15.4.1	月額 75,000	H17.4.1	月額 56,500	H15.4.1
浜松市	月額 27,000	H22.4.1	月額 81,000	H20.4.1	月額 21,000	H22.4.1	月額 59,000	H20.4.1
名古屋市	月額 35,700	R8.4.1	月額 29,500	H23.4.1	月額 32,700	R8.4.1	月額 27,000	H23.4.1
京都市	月額 300,000	H8.7.1	月額 280,000	H3.12.1	月額 270,000	H8.7.1	月額 255,000	H3.12.1
大阪市	月額 42,100	H23.4.1	月額 430,000	H18.1.1	月額 35,100	H23.4.1	月額 355,000	H18.1.1
堺市	月額 32,000	H23.7.1	月額 174,000	H9.4.1	月額 27,000	H23.7.1	月額 152,000	H9.4.1
神戸市	月額 320,000	H4.5.1	月額 280,000	S63.9.1	月額 270,000	H4.5.1	月額 240,000	S63.9.1
岡山市	月額 91,300	R8.4.1	月額 90,200	H21.8.1	月額 57,400	R8.4.1	月額 56,700	H21.7.1
広島市	月額 118,000 月額 22,000	H25.4.1	月額 235,000	H8.4.1	月額 90,000 月額 17,000	H25.4.1	月額 180,000	H8.4.1
北九州市	月額 232,000	H27.4.1	月額 252,000	H6.4.1	月額 195,000	H27.4.1	月額 212,000	H6.4.1
福岡市	月額 205,000	R2.4.1	月額 255,000	H6.4.1	月額 157,000	R2.4.1	月額 215,000	H6.4.1
熊本市	月額 99,000	R8.4.1	月額 90,000	H16.4.1	月額 65,000	R8.4.1	月額 59,000	H16.4.1

③区選挙管理委員会

市名	委員長				委員			
	現行		改定前		現行		改定前	
	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日
札幌市	月額 17,500	H23.1.1	月額 115,000	H4.12.1	月額 15,000	H23.1.1	月額 101,000	H4.12.1
仙台市	月額 27,700	R8.4.1	月額 27,000	H25.4.18	月額 22,500	R8.4.1	月額 22,000	H25.4.18
さいたま市	月額 69,000	H15.4.1	-	-	月額 58,000	H15.4.1	-	-
千葉市	月額 24,000	H25.4.1	月額 63,000	H18.7.1	月額 20,000	H25.4.1	月額 48,000	H18.7.1
横浜市	月額 170,000	R8.4.1	月額 165,000	H23.4.1	月額 139,000	R8.4.1	月額 135,000	H23.4.1
川崎市	月額 137,000	R7.4.1	月額 135,000	H19.4.1	月額 107,000	R7.4.1	月額 106,000	H19.4.1
相模原市	月額 18,900	H23.4.1	月額 60,000	H22.4.1	月額 16,200	H23.4.1	月額 47,000	H22.4.1
新潟市	月額 20,000 日額 20,000	H24.4.1	月額 60,000	H19.4.1	月額 15,000 日額 15,000	H24.4.1	月額 45,000	H19.4.1
静岡市	月額 65,000	H17.4.1	-	-	月額 50,000	H17.4.1	-	-
浜松市	月額 27,000	H22.4.1	月額 60,000	H20.4.1	月額 21,000	H22.4.1	月額 45,000	H20.4.1
名古屋市	月額 25,400	R8.4.1	月額 21,000	H23.4.1	月額 22,000	R8.4.1	月額 18,200	H23.4.1
京都市	月額 121,000	H8.7.1	月額 113,000	H3.12.1	月額 107,000	H8.7.1	月額 100,000	H3.12.1
大阪市	月額 35,100	H23.4.1	月額 156,000	H18.1.1	月額 29,300	H23.4.1	月額 136,000	H18.1.1
堺市	月額 24,000	H23.7.1	月額 87,000	H18.4.1	月額 20,000	H23.7.1	月額 76,000	H18.4.1
神戸市	月額 133,000	H4.5.1	月額 118,000	S63.9.1	月額 116,000	H4.5.1	月額 103,000	S63.9.1
岡山市	月額 63,900	R8.4.1	月額 63,100	H21.7.1	月額 40,200	R8.4.1	月額 39,700	H21.7.1
広島市	月額 50,000 日額 14,000	H25.4.1	月額 125,000	H8.4.1	月額 38,000 日額 11,000	H25.4.1	月額 95,000	H8.4.1
北九州市	月額 127,000	H27.4.1	月額 138,000	H6.4.1	月額 105,000	H27.4.1	月額 114,000	H6.4.1
福岡市	月額 90,000	R2.4.1	月額 137,000	H6.4.1	月額 70,000	R2.4.1	月額 116,000	H6.4.1
熊本市	月額 66,000	R8.4.1	月額 60,000	H24.4.1	月額 44,000	R8.4.1	月額 40,000	H24.4.1

④監査委員

市名	識見・非代表				議員選出			
	現行		改定前		現行		改定前	
	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日
札幌市	月額 301,000	H4.12.1	月額 262,000	S63.10.1	月額 70,000	H4.12.1	月額 61,000	S63.10.1
仙台市	月額 306,000	R8.4.1	月額 298,000	H18.4.1	月額 83,000	R8.4.1	月額 81,000	H8.10.1
さいたま市	月額 240,000	H15.4.1	月額 104,000	H13.5.1	月額 85,000	H13.5.1	-	-
千葉市	月額 260,000	H30.4.1	月額 258,000	H18.7.1	月額 68,000	H30.4.1	月額 67,000	H18.7.1
横浜市	月額 366,000	R8.4.1	月額 355,000	H23.4.1	月額 95,000	R8.4.1	月額 92,000	H23.4.1
川崎市	月額 340,000	R7.4.1	月額 336,000	H19.4.1	月額 68,000	R7.4.1	月額 67,000	H19.4.1
相模原市	月額 147,200	H23.4.1	月額 155,000	H9.4.1	月額 61,200	H23.4.1	月額 64,500	H9.4.1
新潟市	月額 48,000 日額 30,000	H24.4.1	月額 118,000	H23.4.1	月額 16,000 日額 12,000	H24.4.1	月額 47,000	H15.4.1
静岡市	月額 200,000	H17.4.1	月額 177,000	H15.4.1	月額 69,000	H17.4.1	月額 61,000	H15.4.1
浜松市	月額 76,000	H22.4.1	月額 79,000	H20.4.1	月額 45,000	H22.4.1	月額 47,000	H20.4.1
名古屋市	日額 35,700	R8.4.1	日額 29,500	H23.4.1	日額 32,700	R8.4.1	日額 27,000	H23.4.1
京都市	月額 335,000	H8.7.1	月額 315,000	H3.12.1	月額 70,000	S51.11.1	月額 50,000	S49.12.1
大阪市	日額 35,100	H23.4.1	月額 364,000	H18.1.1	日額 11,700	H23.4.1	月額 117,000	H18.1.1
堺市	月額 198,000	H20.1.1	月額 152,000	H9.4.1	月額 66,000	H9.4.1	月額 60,000	H4.4.1
神戸市	月額 320,000	H4.5.1	月額 280,000	S63.9.1	月額 80,000	H4.5.1	月額 70,000	S63.9.1
岡山市	月額 142,400	R8.4.1	月額 140,700	H21.8.1	月額 47,400	R8.4.1	月額 46,800	H21.8.1
広島市	月額 166,000 日額 23,000	H25.4.1	月額 255,000	H8.4.1	日額 23,000	H25.4.1	月額 73,000	H8.4.1
北九州市	月額 309,000	H27.4.1	月額 336,000	H6.4.1	月額 94,000	H27.4.1	月額 102,000	H6.4.1
福岡市	月額 292,000	R2.4.1	月額 350,000	H25.4.1	月額 75,000	R2.4.1	月額 90,000	H6.4.1
熊本市	月額 150,000	R8.4.1	月額 137,000	H16.4.1	月額 78,000	R8.4.1	月額 71,000	H16.4.1

⑤人事委員会

市名	委員長				委員			
	現行		改定前		現行		改定前	
	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日
札幌市	月額 301,000	H4.12.1	月額 262,000	S63.10.1	月額 251,000	H4.12.1	月額 218,000	S63.10.1
仙台市	月額 249,000	R8.4.1	月額 243,000	H18.4.1	月額 208,000	R8.4.1	月額 203,000	H18.4.1
さいたま市	月額 240,000	H14.10.1	－	－	月額 200,000	H14.10.1	－	－
千葉市	月額 32,000	H25.4.1	月額 258,000	H18.7.1	月額 27,000	H25.4.1	月額 224,000	H18.7.1
横浜市	月額 396,000	R8.4.1	月額 384,000	H23.4.1	月額 366,000	R8.4.1	月額 355,000	H23.4.1
川崎市	月額 340,000	R7.4.1	月額 336,000	H19.4.1	月額 283,000	R7.4.1	月額 279,000	H19.4.1
相模原市	月額 32,000	H23.4.1	月額 168,000	H22.1.14	月額 27,500	H23.4.1	月額 144,500	H22.1.14
新潟市	月額 48,000 日額 30,000	H24.4.1	月額 143,000	H19.1.11	月額 41,000 日額 24,000	H24.4.1	月額 123,000	H19.1.11
静岡市	月額 240,000	H17.1.14	－	－	月額 200,000	H17.1.14	－	－
浜松市	月額 27,000	H22.4.1	月額 143,000	H20.4.1	月額 21,000	H22.4.1	月額 123,000	H20.4.1
名古屋市	月額 35,700	R8.4.1	月額 29,500	H23.4.1	月額 32,700	R8.4.1	月額 27,000	H23.4.1
京都市	月額 355,000	H8.7.1	月額 335,000	H3.12.1	月額 335,000	H8.7.1	月額 315,000	H3.12.1
大阪市	月額 42,100	H23.4.1	月額 439,000	H18.1.1	月額 35,100	H23.4.1	月額 364,000	H18.1.1
堺市	月額 32,000	H23.7.1	月額 174,000	H18.4.1	月額 27,000	H23.7.1	月額 152,000	H18.4.1
神戸市	月額 360,000	H4.5.1	月額 320,000	S63.9.1	月額 320,000	H4.5.1	月額 280,000	S63.9.1
岡山市	月額 142,400	R8.4.1	月額 140,700	H21.8.1	月額 107,100	R8.4.1	月額 105,800	H21.8.1
広島市	月額 150,000 日額 27,000	H25.4.1	月額 300,000	H8.4.1	月額 128,000 日額 23,000	H25.4.1	月額 255,000	H8.4.1
北九州市	月額 309,000	H27.4.1	月額 336,000	H6.4.1	月額 274,000	H27.4.1	月額 298,000	H6.4.1
福岡市	月額 292,000	R2.4.1	月額 350,000	H6.4.1	月額 250,000	R2.4.1	月額 300,000	H6.4.1
熊本市	月額 181,000	R8.4.1	月額 165,000	H16.4.1	月額 152,000	R8.4.1	月額 139,000	H16.4.1

⑥農業委員会

市名	会長				職務代理者			
	現行		改定前		現行		改定前	
	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日
札幌市	月額 96,000	H4.12.1	月額 87,000	S63.10.1	月額 67,000	H4.12.1	月額 61,000	S63.10.1
仙台市	月額 102,000以内	R8.4.1	月額 100,000以内	R6.4.1	月額 95,000以内	R8.4.1	月額 93,000以内	R6.4.1
さいたま市	月額 72,000	H13.5.1	-	-	月額 61,300	H13.5.1	-	-
千葉市	月額 114,000以内	R2.7.20	月額 67,000	H18.7.1	月額 102,500以内	R2.7.20	月額 60,000	H18.7.1
横浜市	月額 46,000	R8.4.1	月額 45,000	H7.12.1	月額 44,000	R8.4.1	月額 43,000	H7.12.1
川崎市	月額 43,000	R7.4.1	月額 42,000	H19.4.1	-	-	-	-
相模原市	月額 81,700	H23.4.1	月額 86,000	H9.4.1	月額 53,600	H23.4.1	月額 56,500	H9.4.1
新潟市	月額 107,500以内	H30.4.1	月額 107,500	H17.3.21	月額 64,500以内	H30.4.1	月額 64,500	H17.3.21
静岡市	月額 96,500	H15.4.1	-	-	月額 55,000	H15.4.1	-	-
浜松市	月額 72,000	H22.4.1	月額 75,000	H15.4.1	月額 49,000	H22.4.1	月額 52,000	H15.4.1
名古屋市	月額 58,000	H29.9.19	月額 45,000	H22.4.1	月額 53,500	H29.9.19	月額 40,500	H22.4.1
京都市	月額 74,000	H15.10.21	月額 46,000	H9.11.17	月額 65,000	H15.10.21	-	-
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	月額 58,000	H9.4.1	月額 51,000	H4.4.1	月額 51,000	H9.4.1	月額 45,000	H4.4.1
神戸市	月額 51,000	H4.5.1	月額 45,000	S63.9.1	月額 45,000	H30.9.10	-	-
岡山市	月額 44,100	R8.4.1	月額 43,600	H29.7.20	月額 42,800	R8.4.1	月額 42,300	H29.7.20
広島市	月額 68,000	H8.4.1	月額 64,000	H6.4.1	月額 56,000	H8.4.1	月額 53,000	H6.4.1
北九州市	月額 70,000	H27.4.1	月額 76,000	H6.4.1	月額 59,000	H27.4.1	月額 64,000	H6.4.1
福岡市	月額 82,000	H6.4.1	月額 76,000	H2.4.1	月額 64,000	R2.6.23	-	-
熊本市	月額 99,000	R8.4.1	月額 90,000	H16.4.1	月額 65,000	R8.4.1	月額 59,000	H16.4.1

市名	部会長				委員			
	現行		改定前		現行		改定前	
	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日	報酬額（円）	改定年月日
札幌市	月額 47,000	H4.12.1	月額 43,000	S63.10.1	月額 47,000	H4.12.1	月額 43,000	S63.10.1
仙台市	-	H30.7.15	月額 71,000	H8.10.1	月額 87,000以内	R8.4.1	月額 85,000以内	R6.4.1
さいたま市	-	-	月額 61,300	H13.5.1	月額 53,600	H13.5.1	-	-
千葉市	-	H28.4.1	-	-	月額 95,500以内	R2.7.20	月額 53,000	H18.7.1
横浜市	-	-	-	-	月額 35,000	R8.4.1	月額 34,000	H7.12.1
川崎市	-	-	-	-	月額 31,000	H19.4.1	月額 32,000	H9.1.1
相模原市	-	-	-	-	月額 45,100	H23.4.1	月額 47,500	H9.4.1
新潟市	月額 58,000以内	H30.4.1	月額 58,000	H15.4.1	月額 43,000以内	H30.4.1	月額 43,000	H15.4.1
静岡市	-	-	-	-	月額 40,000	H15.4.1	-	-
浜松市	-	-	-	-	月額 41,000	H22.4.1	月額 43,000	H15.4.1
名古屋市	-	-	-	-	月額 49,000	H29.9.19	月額 36,000	H22.4.1
京都市	-	-	月額 65,000	H15.10.21	月額 55,000	H15.10.21	月額 34,000	H9.11.17
大阪市	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	-	H29.7.15	月額 51,000	H9.4.1	月額 41,000	H9.4.1	月額 36,000	H4.4.1
神戸市	-	H30.9.10	月額 45,000	H4.5.1	月額 40,000	H4.5.1	月額 35,000	S63.9.1
岡山市	-	-	-	-	月額 33,400	R8.4.1	月額 33,000	H29.7.20
広島市	-	-	月額 56,000	H8.4.1	月額 48,000	H8.4.1	月額 46,000	H6.4.1
北九州市	-	-	月額 59,000	H27.4.1	月額 50,000	H27.4.1	月額 54,000	H6.4.1
福岡市	-	H29.6.22	月額 71,000	H6.4.1	月額 46,000	H6.4.1	月額 40,000	H2.4.1
熊本市	-	H24.3.30	月額 60,000	H16.4.1	月額 60,000	R8.4.1	月額 55,000	H16.4.1

⑦固定資産評価審査委員会

市名	委員長				委員			
	現行		改定前		現行		改定前	
	報酬額（円）	改定 年月日	報酬額（円）	改定 年月日	報酬額（円）	改定 年月日	報酬額（円）	改定 年月日
札幌市	日額 12,500	H4.12.1	日額 11,000	S63.10.1	日額 12,500	H4.12.1	日額 11,000	S63.10.1
仙台市	日額 11,900	R8.4.1	日額 11,600	H18.4.1	日額 11,900	R8.4.1	日額 11,600	H18.4.1
さいたま市	日額 14,000	H22.4.1	日額 10,300	H13.5.1	日額 13,000	H22.4.1	日額 9,600	H13.5.1
千葉市	日額 19,000	H18.7.1	日額 20,000	H3.12.1	日額 19,000	H18.7.1	日額 20,000	H3.12.1
横浜市	日額 21,600	R8.4.1	日額 21,000	H7.12.1	日額 21,600	R8.4.1	日額 21,000	H7.12.1
川崎市	-	-	-	-	日額 16,000	H28.4.1	日額 11,000	H19.4.1
相模原市	-	-	-	-	日額 14,200	H23.4.1	日額 15,000	H9.4.1
新潟市	日額 13,000	H7.4.1	日額 12,000	H3.4.1	日額 13,000	H7.4.1	日額 12,000	H3.4.1
静岡市	日額 15,500	H15.4.1	-	-	日額 14,000	H15.4.1	-	-
浜松市	日額 10,000	H22.4.1	日額 10,900	H20.4.1	日額 9,000	H22.4.1	日額 9,300	H20.4.1
名古屋市	日額 17,100	H22.4.1	日額 18,050	H15.4.1	日額 17,100	H22.4.1	日額 18,050	H15.4.1
京都市	日額 18,000	H9.4.1	日額 14,000	H3.12.1	日額 18,000	H9.4.1	日額 14,000	H3.12.1
大阪市	日額 26,000	H23.4.1	日額 27,400	H18.1.1	日額 20,300	H23.4.1	日額 21,400	H18.1.1
堺市	-	-	-	-	日額 15,000	H9.4.1	日額 13,500	H4.4.1
神戸市	日額 18,500	H4.5.1	日額 16,500	S63.9.1	日額 17,500	H4.5.1	日額 15,500	S63.9.1
岡山市	日額 18,400	R8.4.1	日額 18,200	H21.8.1	日額 11,700	R8.4.1	日額 11,600	H21.8.1
広島市	-	-	-	-	日額 13,000	H8.4.1	日額 12,500	H8.4.1
北九州市	日額 12,600	H27.4.1	日額 13,700	H6.4.1	日額 11,400	H27.4.1	日額 12,400	H6.4.1
福岡市	日額 15,000	R2.4.1	日額 13,000	H6.4.1	日額 13,000	R2.4.1	日額 11,000	H6.4.1
熊本市	-	-	日額 7,000	S61.4.1	月額 10,000	H14.4.1	日額 7,000	S61.4.1

5 附属機関について

(1) 設置と役割

附属機関とは、市が所管する一定の事項について、調停、審査、諮問又は調査を行うために学識経験者、市の関係団体の構成員等で組織する合議制の機関である。

附属機関は行政需要の複雑化、高度化、多様化に対応するために必要となる専門的知識の導入や、行政の民主化、公正化に向けた住民の意思の反映を目的とし、法律又は条例により設置される。

(2) 委員報酬

身分は、特別職の地方公務員（地方公務員法第3条第3項第2号）であり、条例で定めるところにより、報酬を支給しなければならない。報酬額は、堺市特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、日額 10,200 円。

○地方自治法（抄）

第138条の4

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

6 政令指定都市の附属機関の委員の報酬額の状況

市名	現行		改定前	
	報酬額（円）	改定 年月日	報酬額（円）	改定 年月日
札幌市	月額 12,500	H4.12.1	月額 11,000	S63.10.1
仙台市	月額 11,900	R8.4.1	月額 11,600	H18.4.1
さいたま市	月額 20,000以内	H13.5.1	-	-
千葉市	月額 13,000	H9.4.1	月額 12,000	H6.4.1
横浜市	月額 911,000以内 月額 50,500以内	R8.4.1	月額 884,000以内 月額 49,000以内	H23.4.1
川崎市	月額 340,000以内 月額 28,000以内	R7.4.1	月額 336,000以内 月額 28,000以内	H19.4.1
相模原市	月額 12,600	H10.4.1	月額 12,500	H9.4.1
新潟市	月額 380,000以内 月額 13,000以内	H7.4.1	月額 12,000	H3.4.1
静岡市	月額 11,500	H15.4.1	-	-
浜松市	月額 5,000	H22.4.1	月額 8,800	H19.4.1
名古屋市	月額 12,600	H22.4.1	月額 13,300	H18.4.1
京都市	月額 579,000以内 月額 22,000以内	H8.7.1	月額 543,000以内 月額 21,000以内	H3.12.1
大阪市	月額 13,500～24,500	-	-	-
堺市	月額 10,200	H9.4.1	月額 9,200	H4.4.1
神戸市	月額 34,700以内	R7.4.1	月額 34,300以内	R6.4.1
岡山市	月額 11,500	R8.4.1	月額 7,500	H21.8.1
広島市	月額 11,000	H8.4.1	月額 10,500	H6.4.1
北九州市	月額 10,500～12,500	H6.4.1	月額 9,000～10,000	H2.4.1
福岡市	月額 11,000	H6.4.1	月額 9,700	H2.4.1
熊本市	月額 10,000	H14.4.1	-	S63.4.1